

岩手県告示第817号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岩手医科大学教職員組合中央執行委員長佐々木充俊から、争議行為を行うことについて、平成22年10月8日次のとおり通知があった。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事件

平成22年9月14日付け「平成22年度・第一次要求書（その一）」に対する同年10月6日付け回答及び同日の団体交渉における回答を不満とするもの。

2 日時

平成22年10月19日午前0時以降、本件解決に至るまでの期間

3 場所

岩手医科大学（附属病院等医療施設を含む。）構内全般

4 争議行為の概要

3の場所において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する一切の妨害排除のための争議行為を単独又は併用して実施する。